

○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定（税務課）

石川県告示第430号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第32条第1項の規定により、令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長（令和6年石川県告示第5の2号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来する県民税、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び核燃料税について、同月31日とする。

令和6年12月17日

石川県知事 馳 浩

県名	指定地域
石川県	七尾市及び羽咋郡志賀町